

点検の方法及び頻度

種 類	施 設 区 分		点検方法	点検頻度
日常点検	主要ルート及び主要建物		巡回での目視等	原則 2 回／日
定期点検	主要建築施設	管理センター，公園センター 体育館，宿泊研修棟，庭園事務 所，多目的ホール棟，セミナー ハウス，コテージ，ログケビン， センターハウス等	法定点検	法の定めによる
		売店，軽食堂，管理棟，倉庫， 車庫，シャワー棟，ビーチハウ ス，栈敷，トイレ，サンタリー 棟，ケビン，詰所等	目視，触診，打診等	2 回／年
	野営施設	テントプレース，テントサイト， 炊事場，ファイヤーサークル， 野外炉，野外卓，休憩所，野外 ステージ等	目視，触診，打診等	2 回／年
	運動施設	スキーリフト	法定点検	法の定めによる
		グラウンド，運動場等	目視，触診	2 回／年
		テニスコート，サイクリングロ ード，ロープ塔	目視，触診，打診等	2 回／年
		アスレチックコース，遊具等	遊具施設等点検マニ ュアルによる点検	2 回／年
	付帯施設等	休憩所（あずまや），展望台，パ ーコラ，木橋，木柵，野外卓， ベンチ等，	目視，触診，打診	2 回／年
		樹木見本林，樹木展示園，広場， 庭園等	目視，触診	2 回／年
		駐車場，管理道，歩道等	目視，触診，打診	2 回／年
		案内板，誘導標等	目視，触診，打診	2 回／年
		コンクリート構造物 （擬木柵，橋，ベンチ等）	目視，触診，打診	1 回／年
		その他構造物 （門扉，照明施設等）	目視，触診，打診	1 回／年

※施設については，適宜追加すること